

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応

令和2年2月19日

- 1 中国から帰国した児童生徒等については、文部科学省から示された「中国から帰国した児童生徒等への対応について[追加1報(浙江省の追加)](令和2年2月13日現在)」に準じて対応する。

※ただし、湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等で、現に症状がなく、帰国後2週間外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請する場合には、この期間を出席停止として扱って差し支えない。

- 2 1に限らず、新型コロナウイルス感染症患者と接触があった児童生徒等については、同通知の「湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった児童生徒等」と同様に対応する。

その際、「帰国」は、「患者との最後の接触」と読み替えるものとする。

- 3 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られ、自宅で休養する場合、「37.5度以上の発熱が4日以上続く場合」等を目安として、学校長が必要と認めた場合には出席停止として扱って差し支えない。

- 4 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあることを把握した場合は、県教育委員会(学校危機管理担当)へ事故一報・報告する。

※平成31年4月9日付け教安第42号「感染症・食中毒等による健康被害発生時の事故報告について」(通知)に従って報告する。

- 5 都道府県等から、学校の臨時休業や児童生徒等の出席停止の措置について要請があった場合には、それに従う。

- 6 都道府県等から、学校の臨時休業や児童生徒等の出席停止の措置について要請がない場合においても、都道府県等と連絡を密にし、情報共有を図る。また、必要に応じて都道府県等と相談の上、対応を決定する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が在籍する学級は閉鎖する。
- (2) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっていることが確認された当日も含め2週間、校内で健康観察を行い、その期間中に新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が新たに出た場合は、以下の対応を行う。
 - ①同一学年の他のクラスで出た場合は、原則として当該学年の閉鎖を検討する。
 - ②他学年で出た場合は、原則として休校を検討する。

- 7 5及び6の期間については、状況等を踏まえ、保健所や主治医、学校医の意見を聴取の上、学校安全保健課保健班と協議するものとする。

参考（令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡）

各学校の校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで、出席を停止させることができる。